[3] 精神障害者保健福祉手帳 (障がい者手帳)

精神障害のために長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方が対象となります。

障害者手帳には障害の程度の重いものから、「1級」「2級」「3級」の区分があります。手帳の有効期限は2年で 更新される場合には更新申請が必要です。手帳の表紙には「障がい者手帳」と記載されます。

※申請書、診断書、同意書の様式はいずれも障害福祉課にあります。

(1) 手続きの流れ(新規交付・更新の場合)



※障害年金証書、特別障害者給付金の受給証明書等で申請する場合は不要

(2) 手続きの際に必要とするもの

持ち物手続きの内容		印鑑	写真	診断書等(※)	障がい者手帳	カード等	備 考
新規交付 初めて障がい者手帳を申請するとき		0	0	0		0	
更新	等級変更 障害の程度が変化したとき	0	0	0	0	0	※判定年月(手帳に記載)の 3か月前から申請できます
再交付	等級変更 障害の程度が変化したとき	0	0	0	0	0	
	紛失	0	0			0	
	破損	0	0		0	0	
氏名・ 居住地 の変更	大阪府発行の手帳 手帳番号が「第2700…号」のとき	0			0	0	※市外に転出される場合 は転出先の自治体でご 申請ください。
	他府県・政令指定都市発行の手帳 手帳番号が「第2700…号」以外のとき	0	0		0	0	
返還 死亡または交付要件を満たさなくなったとき		0			0		

- ※ 写真:たて4cm×横3cm、脱帽、1年以内に撮影したものを1枚
- ※ 診断書等:次のいずれか1点。ただし、等級変更については医師の診断書でのみ手続き可能。
 - ①初診日から6ヶ月以上経過した時点の診断書
 - ②障害年金証書(年金振込・支払い通知書)の写し
 - ③特別障害者給付金を受給していることを証明する書類
 - (②③の場合、社会保険事務所または共済組合等に照会するための「同意書」の記入が必要です)
- ※ マイナンバーカード等:マイナンバーカード(写真つき)がない場合は、通知カード(写真なし)と本人確認書類(運転免許証、写真つき住基カード、障害者手帳、パスポート、在留カード等のうち1点または、健康保険証、介護保険賞、年金手帳、学生証、社員証のうち2点)を持参ください。
- ※ 生活保護における障害者加算:生活保護を受給している人の障害者加算の認定は、障害年金を受給している場合は年金証書により、障害年金を受給していない場合は障害者手帳(1級または2級の手帳で、交付日が初診日から1年6ヶ月を経過しているものに限る。)により行われます。